平成３０年度第７回ギャンブル等依存症対策研究会　議事要旨

日 時：平成３０年１１月２９日（木）午後２時３０分から４時４５分

場 所：府庁本館５階議会特別会議室（大）

出席委員：井上研究委員、西村研究委員、寺田専門委員、三宅専門委員

関係部局：ＩＲ推進局、府こころの健康総合センター、大阪府精神医療センター、市こころの健康センター、府健康医療総務課、府地域保健課

＜議事＞

１）大阪独自の依存症対策のあり方研究

＊府内の対策で具体的に求められることについて、オンラインギャンブル等や若年層への対応、相談・治療体制の充実、人材育成のあり方について、意見交換

（主な意見）

◆オンラインギャンブル等や若年層へ対応

・インターネットゲーム関連の相談が急増している。公営競技においても、オンラインが主流となっている。ネットに馴染みのある人を対象とする予防が必要。

・若年層向けにギャンブルの仕組みについて啓発を行うことが必要。

◆相談治療体制の充実

・マカオはYMCAが対策に入っている。マサチューセッツ州では、若年層向けの対策プロジェクトがある。大阪にもそのような部署があればと思う。相談や人材育成にも関わってくる。

・ギャンブル依存について、そこに駆け込めば、弁護士や医師等が出てきて相談に応じてくれるようなワンストップ窓口があれば良い。

・生活困窮者には、資金管理もできれば理想的。ワンストップ窓口のようなものがいるのでは。相談できるところへ繋げられることが必要。

・経験的には、医療にかかればそれで終わりというものではない。GA等のような継続的に関与していくことが重要。

◆人材育成のあり方

・人材育成のレベルは、世界標準になっていかないといけない。ネバダ州のライセンスは民間組織が勝手にしているわけではなく、州の研修受講が必要なものもある。大阪で世界標準の研修ができるものがあるといい。

・ネバダ州ではカウンセラーの地域ライセンスを発行している。大阪でもそのようなものがあればいいのではないか。

・多くの者が同程度の知識を持っていることが大事。商工会議所がやっているような資格試験も参考になる。